

# 地域維持型建設共同企業体取扱要綱

平成30年10月1日制定  
令和2年4月1日一部改正  
令和3年8月1日一部改正  
令和3年10月1日一部改正  
令和7年10月1日一部改正

## (目的)

第1条 広島県土木建築局が発注する地域維持事業において、地域維持型契約方式の適用にあたり、地域維持型建設共同企業体を活用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「地域維持事業」とは、地域における公共土木施設の維持管理のために必要不可欠な災害応急対応、除雪、修繕、パトロール等（維持管理に該当しない新設・改築等の工事は含まない。）及び災害復旧工事等をいい、建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第6条本文の資格の認定を受けている者（以下「資格者」という。）が発注する事業をいう。

2 この要綱において、「地域維持型契約方式」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）第2の2（1）③に規定された地域維持事業の契約方式をいう。

3 この要綱において、「地域維持型建設共同企業体（以下「地域維持型JV」という。）」とは、地域維持事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成させる共同企業体をいう。

## (地域維持型JVの活用の基本)

第3条 地域維持型JVの活用は、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合等、地域の実情に応じて行うものとする。

## (運営形態)

第4条 地域維持型JVの運営形態は、共同施工方式（全構成員があらかじめ定めた出資比率に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって地域維持事業を施工する方式をいい、以下「甲型」という。）又は分担施工方式（各構成員間で受注した地域維持事業をあらかじめ工区等に分割し、各構成員はそれぞれの分担した工区等について責任をもって施工する方式をいい、以下「乙型」という。）とする。ただし、災害復旧工事等については、甲型とする。

(対象事業)

第5条 地域維持型JVに入札参加を認める地域維持事業は、発注機関の指名業者等選考委員会の意見に基づいて発注機関の長が決定するものとし、発注する地域維持事業の内容に応じて地域維持型JVと単体の資格者による混合入札も可能とする。

2 対象事業の公告には別記様式第1号を添付するものとする。

(構成員の数)

第6条 地域維持型JVの構成員の数は、2者から10者程度とする。

(組合せ)

第7条 地域維持型JVの構成員は、土木一式工事の資格者の組合せとし、代表者の格付等級はA又はBとする。

(構成員の資格)

第8条 地域維持型JVの構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 全ての構成員は発注機関が入札公告で定める地域に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二（1）又は別紙二（2）に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。）を有する者であること。ただし、災害復旧工事等については、構成員のいずれかが当該要件を満たしていればよい。
- (2) 土木工事業の建設業許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。
- (3) 代表者は発注機関が入札公告で定める地域に主たる営業所が10年以上所在するものであること。その他の構成員のうち2分の1以上は発注機関が入札公告で定める地域に主たる営業所が10年以上所在するものであること。ただし、災害復旧工事等については、構成員のいずれかが当該要件を満たしていればよい。
- (4) 代表者は土木一式工事について、元請として一定の実績があり、かつ発注する地域維持事業と同種の地域維持事業等を履行した経験がある者であること。
- (5) 全ての構成員は中小企業基本法第2条に規定する要件を満たしていること。
- (6) 全ての構成員は監理技術者又は主任技術者を配置できること。

(出資比率等)

第9条 甲型の場合は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとし、乙型の場合は、分担額のない者を構成員としてはならないものとする。

(代表者)

第10条 地域維持型 J Vの代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。ただし、等級の異なる者の間では、上位等級の者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第11条 地域維持型 J Vの結成は、構成員の自主結成とする。

2 地域維持型 J Vを結成した構成員は、同一の地域維持事業において他の地域維持型 J Vの構成員となることができない。

(資格審査等)

第12条 資格審査を受けようとする地域維持型 J Vは、別記様式第 2 号の資格審査申請書及び次の各号の添付書類（以下「資格審査申請書等」と総称する。）の正本 1 部及び副本 2 部を発注機関の長を経由して、知事に提出するものとする。

- (1) 地域維持型建設共同企業体協定書（甲型の場合は別記様式第 3 号、乙型の場合は別記様式第 4 号）の写し
- (2) 委任状（別記様式第 5 号）

2 資格審査申請書等の提出期限等については、対象事業の入札公告中にこれを記載するものとする。

3 発注機関の長は、土木建築局建設産業課長（以下「建設産業課長」という。）に対し、地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査依頼書（別記様式第 7 号）に当該資格審査申請書等の正本を添付して、その資格審査を依頼するものとする。

4 建設産業課長は、前項の依頼を受けたときは、速やかに資格審査を行う。審査の結果適格と判断されたものについては、地域維持型 J Vとして資格を有するものとして、知事が認定するものとする。

5 建設産業課長は、認定結果を地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査結果通知書（別記様式第 8 号）により当該発注機関の長に通知し、地域維持型建設共同企業体入札参加資格認定通知書（別記様式第 9 号）を当該発注機関の長を経由して当該地域維持型 J Vの代表者に交付するものとする。

(認定の有効期間)

第13条 前条の認定は、認定の対象となった地域維持事業についてのみ有効なものとする。

2 地域維持型 J V の認定の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業につき、県と契約を締結した地域維持型 J V については、認定の日から発注者が当該地域維持型 J V の解散を承認した日までとする。
- (2) 対象事業の契約の相手方とならなかった地域維持型 J V については、当該事業の契約が締結された日までとする。

(受注後の手続き)

第14条 発注機関の長は、対象事業を受注した地域維持型 J V に当該事業に係る共同企業体運営委員会を設置させ、次の事項に係る文書を速やかに提出させなければならない。

- (1) 共同企業体編成表（別記様式第 1 0 号）
- (2) 諸規程
- (3) 技術者等の名簿（別記様式第 1 1 号）
- (4) その他発注機関の長が必要と認める事項

2 発注機関の長は、第 1 項の規定により提出された文書を審査の上、適正かつ円滑な施工に支障があると認めるときは、下請負人あるいは技術者の変更、諸規程等の訂正等を求めるなど適切に指導しなければならない。

3 発注機関の長又はその委任を受けた職員は、事業期間中、適正かつ円滑な施工が行われていないと認めるときは、当該地域維持型 J V に対し、速やかに是正するよう指示するものとする。

4 発注機関の長は、当該地域維持型 J V が前項の指示に従わないときは、その旨を建設産業課長に報告するものとする。

(地域維持型 J V に対する契約上の相手方等)

第15条 代金の支払その他の契約に基づいて発注者が受注者に対して行うべきこととされている行為は、地域維持型 J V の代表者に対して行う。

2 前項の取扱いで足りるようするため、地域維持型 J V の代表者以外の構成員には次の事項を代表者に委任させるようにする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領に関する一切の権限

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日改正については、令和2年4月1日以降に指名・公告する工事から適用する。
- 3 令和3年8月1日改正については、令和3年8月1日以降に公告する工事から適用する。
- 4 令和3年10月1日改正については、令和3年10月1日以降に指名・公告する工事から適用する。
- 5 令和7年10月1日改正については、令和7年10月1日以降に公告する工事から適用する。

別記様式第1号（第5条関係）

地域維持型建設共同企業体の結成説明書

〇〇〇〇業務（工事）の入札に共同企業体での参加を希望する者は、次の事項により共同企業体を結成し、地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書を提出してください。

- 1 入札方式  
一般競争入札
- 2 事業の概要  
別紙のとおり
- 3 共同企業体の名称  
□△・〇〇地域維持型建設共同企業体
- 4 結成要件  
別紙のとおり
- 5 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書の提出
  - (1) 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式）に次の書類を添付して提出すること。
    - ① 地域維持型建設共同企業体協定書（別記様式）の写し
    - ② 委任状（別記様式）
  - (2) 提出部数  
正本 1部、副本 2部
  - (3) 提出期限  
令和 年 月 日
  - (4) 提出先  
土木建築局〇〇建設事務所（支所）〇〇課
- 6 その他
  - (1) 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書等に記載する名称は、3の共同企業体の名称を使用すること。
  - (2) 地域維持型建設共同企業体協定書については、袋とじの形に作成し、提出すること。

別記様式第2号（第12条関係）

地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者 共同企業体の名称

代表者 所在地  
商号  
代表者名

構成員 所在地  
商号  
代表者名

構成員 所在地  
商号  
代表者名

この度、貴県発注の〇〇〇〇業務（工事）（業務（工事）場所〇〇〇〇）の入札に参加するため、地域維持型建設共同企業体を結成しましたので、関係書類を添えて申請します。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

地域維持型建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 広島県（以下「発注者」という。）の発注に係る〇〇〇〇業務（工事）（当該事業内容の変更に伴う事業を含む。以下、「地域維持事業」という。）
- (2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇地域維持型建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇建設株式会社内）に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、地域維持事業の契約の履行後発注者の承諾を得るまでの間は、解散することができない。

- 2 地域維持事業を受注することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該地域維持事業に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇を代表者とする。

- 2 前項の代表者の退任の場合は、当企業体は、新代表者を選任して、これを発注者に通知するものとする。
- 3 前項の通知前に従前の代表者が地域維持事業に関し、なした行為については、当企業体はこれを有効とし、発注者に対しその責めに任ずるものとする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、地域維持事業の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 委託料（部分払い金を含む。）又は請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領に関する一切の権限
- (3) 当企業体に関する財産を管理する権限

（構成員の出資割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該地域維持事業について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%  
〇〇建設株式会社 〇〇%  
〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。  
(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに地域維持事業の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、地域維持事業の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、地域維持事業の契約の履行及び下請契約その他の地域維持事業の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、地域維持事業の完了の都度当該地域維持事業について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第4条第1項に規定する解散の日まで脱退することができない。

2 構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して地域維持事業を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、事業の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該事業につき契約不適合があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協議書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇業務（工事）共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名し、各自1通を所持し1通を発注者へ提出するものとする。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

地域維持型建設共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1） 広島県（以下「発注者」という。）の発注に係る〇〇〇〇業務（工事）（当該事業内容の変更に伴う事業を含む。以下、「地域維持事業」という。）
- （2） 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇地域維持型建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇建設株式会社内）に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、地域維持事業の契約の履行後発注者の承諾を得るまでの間は、解散することができない。

2 地域維持事業を受注することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該地域維持事業に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇を代表者とする。

2 前項の代表者の退任の場合は、当企業体は、新代表者を選任して、これを発注者に通知するものとする。

3 前項の通知前に従前の代表者が地域維持事業に関し、なした行為については、当企業体はこれを有効とし、発注者に対しその責めに任ずるものとする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、地域維持事業の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の権限を有するものとする。

- （1） 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- （2） 委託料（部分払い金を含む。）又は請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領に関する一切の権限
- （3） 当企業体に関する財産を管理する権限

（分担事業額）

第8条 各構成員における業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があつたときは、当該変更増減等に応じて分担又は次項に規定する委託料又は請負代金の額を変更するものとする。

〇〇地区 〇〇建設株式会社

〇〇地区 〇〇建設株式会社

〇〇地区 〇〇建設株式会社

2 前項に規定する分担事業の価額は運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、地域維持事業の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担事業の進捗を図り、契約の履行に関して連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担事業の履行のため運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 地域維持事業履行中に発生した共通の経費等については、分担事業額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担事業に関し発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第11条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が地域維持業を完成する日までは脱退することができない。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担事業を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該事業につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協議書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇業務（工事）共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名し、各自1通を所持し1通を発注者へ提出するものとする。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

別記様式第5号（第12条関係）

委 任 状

令和 年 月 日

広島県知事様

委任者	共同企業体の名称		
構成員	所在地		
	商号		
	代表者名		印
構成員	所在地		
	商号		
	代表者名		印

私は、次の者を代理人と定め、貴県発注の次の事業の入札及び復代理人の選任に関する一切の権限を委任します。

- 1 業務（工事）名
- 2 業務（工事）場所
- 3 受任者

	共同企業体の名称		
代表者	所在地		
	商号		
	代表者		印

別記様式第7号（第12条関係）

令和 年 月 日

建設産業課長様  
（入札制度グループ）

（発注機関の長）

地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査について（依頼）

〇〇〇〇業務（工事）に係る地域維持型建設共同企業体が別紙のとおり結成され、別添のとおり入札参加資格審査申請書が提出されたので、審査してください。

(別記様式第7号関係) (第12条関係)

### 〇〇〇〇工事(業務)共同企業体一覧

番号	共同企業体の名称	代表者 (商号及び代表者名)	事務所の所在地	構成員名	構成員名	構成員名	備考
				出資比率(%) (分担事業)	出資比率(%) (分担事業)	出資比率(%) (分担事業)	

別記様式第8号（第12条関係）

令和 年 月 日

（発注機関の長） 様

建設産業課長  
（入札制度グループ）

地域維持型建設共同企業体入札参加資格の認定について（回答）

令和 年 月 日付けで依頼のこのことについては、別紙のとおり認定しました。  
については、別添認定通知書を地域維持型建設共同企業体の代表者に送付してください。

地域維持型建設共同企業体入札参加資格認定通知書

令和 年 月 日

共同企業体の名称

（共同企業体の代表者）様

広島県知事  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
建設産業課

令和 年 月 日付けで申請のこのことについては、次のとおり認定しました。  
なお、当該申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく発注機関に変更届を提出してください。

1 認定対象事業

〇〇〇〇業務（工事）

2 認定の有効期間

- (1) 対象事業につき、県と契約を締結した共同企業体については、認定した日から当該共同企業体の解散を発注者が承認した日まで
- (2) 当該事業の契約の相手方とならなかった共同企業体については、当該事業の契約が締結された日まで

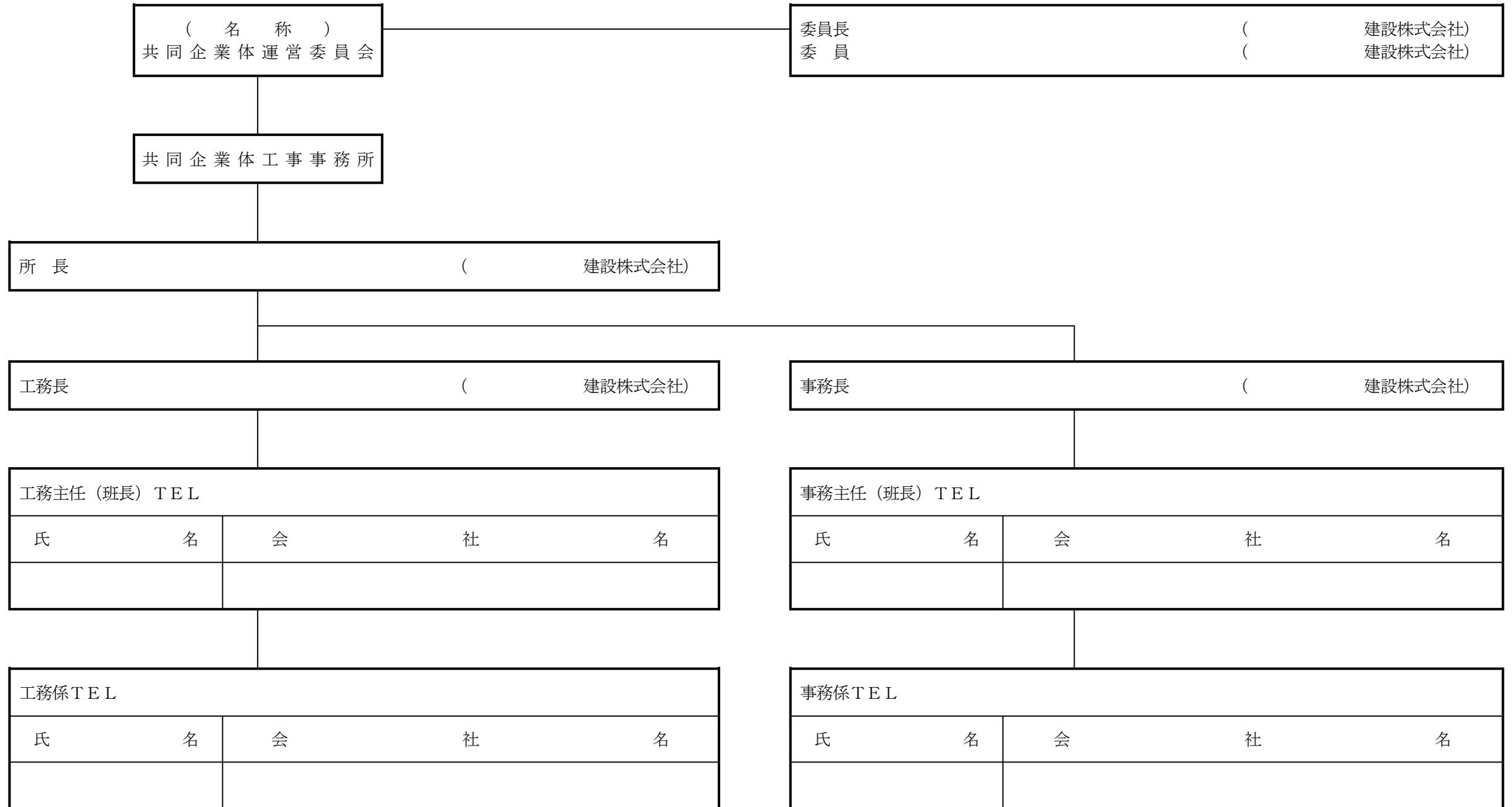
3 認定の無効等

- (1) 認定の有効期間内に土木一式工事につき、共同企業体の代表者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第3項並びに第29条及び第29条の2の規定によって建設業の許可の効力を失ったときは、1の資格は無効とする。
- (2) 次に掲げるいずれかの事項に該当するときは、1の資格を取り消し又は変更することがある。
  - ① 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項に偽りがあるとき
  - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当したとき

4 下請契約の制限

共同企業体の個々の構成員と下請契約を締結することは禁止する。

共 同 企 業 体 編 成 表



技 術 者 等 の 名 簿

令和 年 月 日

（発注機関の長）様

共同企業体の名称

代表者 所在地  
商号  
代表者名

技術者等の状況について、名簿を提出します。

内容 区分	氏 名			国 家 資 格		施 工 監 督 等 の 経 験			
	所 属 会 社 名	役 職 名	氏 名	種 類	免許番号	発注者名	工 事 名	請負代金	経験内容（工事の内容等）
技 術 者									
安全衛生責任者									
雇用管理責任者									

- （注）
- 1 技術者は、共同企業体に属する全ての技術者を記載すること。
  - 2 役職名は、共同企業体における役職名を記載すること。また、請負代金は百万円未満の額を四捨五入して、百万円単位で記載すること。
  - 3 国家資格の種類は、請負工事に対応する国家資格についてのみ記載すること。1級及び2級の資格を併せて取得している者については、1級の資格を記載すること。  
また、技術士にあっては選択科目名を記載すること。
  - 4 経験は、受注工事又は業務と同種の工事又は業務で過去5年以内に、技術者にあっては現場代理人、監理技術者又は主任技術者として、また安全衛生及び雇用管理責任者にあってはその責任者として経験した工事又は業務のうち、請負代金の最も大きい工事又は業務について記載すること。